

奨学金の返還を 支援します！



- ◆対象者 ①鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（県助成金）の交付決定を受けている
 (①～⑤すべてに該当する方) ②前年度奨学金の返還がある
 ③鳥取県内の特定業種または一般業種に正規雇用で就職している
 ④伯耆町に住所を有する ⑤町税の滞納がないこと

- ◆助成金額 助成金は、原則8年間（就職2年目～9年目）交付します。
 <各年度の助成金額>
 ・前年度返還額から各年度の県助成金を引いた額
 <各年度の上限額>
 ・貸与奨学金の返還残額×助成割合÷助成対象期間（年）

| 奨学金の種類 | 助成割合 | 助成金総額の上限 |
|--------|------|-----------------------|
| 無利子奨学金 | 1/2 | 当該奨学金の貸与を受けた月数× 3万円 |
| 有利子奨学金 | 1/4 | 当該奨学金の貸与を受けた月数× 1.5万円 |

※助成対象期間が8年に満たない場合の助成金総額は、次により算出します。【助成金総額×助成対象期間（年）÷8】

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金（県助成金）について、
 詳しくは鳥取県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>
 鳥取県政策統轄総局 政策統轄課



▲鳥取県HP



▲伯耆町HP

「伯耆町奨学金返還支援助成事業」に関する詳しい内容は、
 伯耆町ホームページをご覧ください。